

空き家の 改修費用を 補助します！

(空き家改修補助金)

住まいは大事じゃ！



対象者

県外から、和歌山県内の補助対象地域への移住にあたり空き家を改修しようとする方

※申請者は移住者または空き家所有者のいずれか

※補助対象地域

海南市（大崎、塩津）、紀美野町、紀の川市（旧粉河町・旧那賀町・旧桃山町）、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、由良町、印南町、みなべ町（上南部、清川、高城）、日高川町、田辺市、白浜町（日置川）、すさみ町、新宮市、那智勝浦町、古座川町、北山村、串本町

対象経費

空き家の改修工事にかかる経費の1/2（上限100万円）

移住者が居住を目的として、生活するために必要な機能の一般的な改修・リフォーム

【対象外例】

- 増築工事
- 別棟の物置や外構工事
- エアコン等家電や家財道具の設置
- 事業の目的に用いる箇所の工事

など

詳しくは、県地域振興課にご相談ください！

補助条件

※詳しい条件は要綱をご覧ください。

- ① わかやま住まいポータルに登録された空き家であること。
- ② 改修前の段階で申請すること。
→改修中・後に申請することはできません、必ず改修前に申請して下さい。
- ③ 県内の不動産業者に売買または賃貸借契約の仲介に入ってもらふこと。
→県内の不動産業者が仲介に入らずに売買・賃貸借契約をした空き家では申請することはできません。
- ④ 空き家のインスペクション（建物状況調査）を実施していること。
まずは市町村窓口にご相談してください！

申請～補助金受給までの流れ

- ① 市町村に移住相談と補助金を活用したい旨の相談をする。
- ② 売買又は賃貸する空き家が決まる。
- ③ 既存住宅状況調査を実施する。
- ④ 売買契約又は賃貸借契約を締結する。
（注）県内の不動産業者の契約仲介が必要です。必ず市町村に相談を！
- ⑤ 改修費用の見積もり等を添付し、補助金の交付申請をする。
- ⑥ 補助金の交付決定通知を受け取る。
- ⑦ 改修工事を行う。
（注）領収書は必ず保管
- ⑧ 領収書等を添付して、実績報告をする。
（注）毎年2月末日が実績報告の提出期限です。必ず期日までに改修工事、住民票の移転を完了してください。期日が過ぎた場合、補助金は支給されません。
- ⑨ 額の確定通知を受け取る。
- ⑩ 請求書を送付する。
- ⑪ 補助金が支給される。

☆予算額に到達次第、終了となります。

お問い合わせ

和歌山県地域振興課 移住戦略推進班
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL 073-441-2930